

たよれーる らくらくWi-Fiサービス 契約約款

第1章 総 則

第1条(サービスの提供) 株式会社大塚商会(以下「大塚商会」といいます)は契約者に対し、以下の約款(以下「本約款」といいます)に基づき、「たよれーるらくらくWi-Fiサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条(本約款の範囲) 本約款は、契約者と大塚商会との間の本サービスに関する一切の関係に適用されます。契約者は本約款を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、契約者は本約款に則って本サービスを利用するものとなります。

第3条(本約款の変更) 大塚商会は、本約款および約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容(料金その他の提供条件を含みます)は、インターネット上の大塚商会所定のWebページ内に提示される。または、契約者に通知されたときから効力を生じるとします。なお、大塚商会が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

第4条(用語の定義) 本約款において、用語の定義は、次の通りとします。

①「契約者」とは、大塚商会と利用契約を締結している法人、個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者を含むをいいます。

②「本サービス」とは、第5章に記載するサービスをいいます。

③「端末」とは、本サービスを利用するためのパーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレットPC等契約者のクライアント端末をいいます。

④「無線アクセスポイント」とは、契約者が大塚商会から購入または、レンタル提供する本サービス専用の機器をいいます。

⑤「利用契約」とは、本約款に基づき大塚商会と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。

第2章 契 約

第5条(契約の成立) 契約者が、本サービスの申込をする場合、大塚商会所定の申込書を使用するものとなります。

利用契約は、契約者の申込に対し、大塚商会が所定の方法で承諾することによって成立するものとします。

第6条(サービス開始の確認) 契約者の申込に対し大塚商会が本サービスにかかる利用申込を承諾したときは、必要な企業コードおよびパスワード等(以下「パスワード等」といいます)をその他の必要な情報とともに開通案内を契約者に送付します。

第7条(契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用開始可能日が遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。)

①申込内容をよく提出書類に不備(記入漏れ等)があった場合。

②想定を超える大規模な申し込みがあった場合。

第7条(契約期間) 契約期間の始期は、大塚商会が送付する開通案内に記載された利用開始日の属する月の翌月1日とし、

第8条(契約期間の終期)は、前項の利用開始日が属する月の翌月より起算して12ヶ月後の月の末日とします。

第9条(契約期間の終期)の3ヶ月前までに、大塚商会または契約者から申出のない限り、利用契約は同一の条件で更に12ヶ月間継続するものとし、以後も同様とします。

第10条(最低利用期間) 本サービスには最低利用期間が設定されており、前条第1項の利用開始日の属する月の翌月より起算して12ヶ月間とします。ただし、大塚商会が無償期間を設定した場合には、無償期間が終了した日の属する月の翌月より起算して12ヶ月間とします。

第3章 契約者の義務

第9条(変更の届出) 契約者が利用契約締結の際またはその後は大塚商会に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

第2項の届出を怠った場合、契約者が不利を被ったとしても、大塚商会は一切その責任を負いません。また、大塚商会からの通知等が契約者に不到達となるも、通常到達し得ることに到達したものとなります。

第3項、大塚商会は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。

第10条(契約者の管理責任と義務) 契約者は、本サービスに関連して大塚商会から発行されるパスワード等を自己の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に使用させたり、譲渡し、貸与または担保提供するとはできないものとします。

第2項、パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じても、大塚商会は何らの責任も負わないものとします。

第3項、契約者からのパスワード等の問い合わせに対しては、大塚商会は、本人確認のため、大塚商会所定の方法で回答するものとします。

第4項、本サービスのセキュリティ向上のため、大塚商会がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第5項、契約者は、本サービスが利用できない・端末環境、ネットワーク環境もしくは本サービスと同時に利用できないソフトウェア等が存在することをあらかじめ承諾するものとします。

第6項、契約者は、端末、その他本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等を自己の費用と責任をもって管理し、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の費用と責任をもって維持するものとします。

第7項、契約者は事前に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、大塚商会は、何らの責任も負わないものとします。

第4章 利用料金

第11条(利用料金) 利用開始日の属する月の利用料金は無償となります。翌月からは大塚商会所定の申込書に記載された本サービスの利用料金を月次で請求します。

第2項、本サービス変更後の利用料金は、変更開始日の属する月の翌月から適用されます。

第12条(利用料金の支払義務) 契約者は、第11条の料金を支払う義務を負います。

第2項、第2条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの利用料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第13条(利用料金の支払方法) 契約者は、利用料金を申込時の契約者の申請により大塚商会が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する詳細事項は契約者を受託代行会社、金融機関等との契約条項または大塚商会が指定する期日、方法に 따ります。なお、契約者を受託代行会社、金融機関等との間で紛争が生じた場合、当該当事者双方で解決するものとします。

第14条(割増金) 利用料金の支払いが不正に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として大塚商会が指定する期日までに支払うものとします。

第15条(延滞損害金) 契約者が、利用料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対して、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として大塚商会が指定する期日までに払ふものとします。

第16条(割増金等の支払方法) 第14条および第15条の支払いについては、大塚商会が指定する方法により支払うものとなります。

第17条(消費税) 契約者が大塚商会に対し本サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税および同法に関する法令の適用により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は大塚商会に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第18条(徴収処理) 大塚商会は利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第5章 本サービス

【第1節 本サービスの内容】

第19条(本サービス提供内容) 本サービスは、大塚商会が無線アクセスポイントを24時間365日稼働監視し、リモートにより運用代行を行うサービスです。本サービスにおけるサービス提供内容の詳細については、別紙「たよれーるらくらくWi-Fiサービス仕様書」に 따ります。

第2項、本サービスには契約者が大塚商会から無線アクセスポイントを別途購入する「らくらくWi-Fiサービス」と大塚商会が契約者に無線アクセスポイントを本サービスの一部としてレンタルする「らくらくWi-Fiレンタルサービス」があります。

第3項、本サービスは、契約無線アクセスポイント数分のO-Wi-Fi接続環境を提供します。

第4項、本サービスでは、次の各サービスを提供します。ただし、⑤機器レンタルサービスは、「らくらくWi-Fi-レンタルサービス」のみに提供します。

①運用代行サービス

(1)リモートによる設定変更として、パスワード変更、ファームウェアのアップデート等を行います。

(2)無線アクセスポイントに対して、24時間365日リモートによる死活監視を行います。

(3)無線アクセスポイントからのアラート通知により、必要に応じて④障害復旧サービスを提供します。

②電話受付

(1)大塚商会は、月曜日から金曜日の午前9時から午後6時、および土曜日、日曜日、国民の祝日の午前9時から午後12時及び午後1時から午後5時15分まで、コールセンターでの電話受付を行います。なお、電話受付時間内に受け付けた場合でも、受付内容等により、大塚商会の翌営業日以降の時間帯に対応・回答を行うことがあります。

(2)電話受付は、年末年始、または大塚商会が別途定める日は休日とします。

(3)電話受付では、無線アクセスポイントに関する障害の切り分け・設定変更受付・修理受付を行います。

③メール受付

(1)24時間365日、メール受付を行います。受付内容などにより、大塚商会の翌営業日以降の時間帯に対応・回答を行うことがあります。

(2)メール受付では、無線アクセスポイントに関する障害の切り分け・設定変更受付・修理受付を行います。

④障害復旧サービス

(1)大塚商会は、無線アクセスポイントの障害の切り分け・修理受付に対応します。なお、契約者に対する電話およびメールによる受付時間は、本条項②および③の規定によるものとします。

(2)無線アクセスポイントの障害が復旧しない場合、大塚商会は、代替機を持って訪問作業を行います。訪問作業は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時15分間とします。なお、代替機交換に関する費用は本サービスの利用料金に含まれます。

(3)前(2)の訪問作業は、日曜日、国民の祝祭日、年末年始、および大塚商会が別途定める日は休日として除外します。なお、作業依頼を受けた場合でも、依頼内容等により、大塚商会の翌営業日以降の時間帯に作業を行うことがあります。

⑤機器レンタルサービス

無線アクセスポイントを本サービスの一部として、月額にてレンタルします。

第20条(本サービス利用条件) 本サービスの最小契約台数は、無線アクセスポイント1台とします。

第2項、本サービスには、「らくらくWi-Fi基本」、「らくらくWi-Fi追加AP」、「らくらくWi-Fiレンタル基本」および「らくらくWi-Fiレンタル追加AP」があります。契約者は1台目の無線アクセスポイントには「らくらくWi-Fiレンタル基本」または「らくらくWi-Fiレンタル基本」を契約し、2台目以降の無線アクセスポイントは「らくらくWi-Fi追加AP」または「らくらくWi-Fiレンタル追加AP」を追加契約する必要があります。なお、新たな設置先に対し本サービスの提供を希望する場合も同様とします。

第3項、本サービス上①無線アクセスポイントあたりの同時接続端末数の目安は、15～50台となります。なお、同時接続端末数は、無線LANの利用状況により変動します。

第4項、契約者は、初期設定または設定変更の際には、契約者のネットワーク環境が必要な情報、資料を大塚商会に開示する必要があります。

第5項、契約者は、無線アクセスポイントの設置場所を移動する場合または設定変更を希望する場合、大塚商会へ依頼しなければならないものとし、契約者自身で移動や設定変更を実施しないものとします。

第6項、契約者は、無線アクセスポイントを次の通り取り扱うものとします。

①大塚商会のリモートによる死活監視のため、無線アクセスポイントを24時間稼働させること

②大塚商会より提供された無線アクセスポイントの改造を行わないこと

第7項、契約者は前項で定める無線アクセスポイントの取り扱いを遵守しないことにより無線アクセスポイントに障害が発生した場合または無線アクセスポイントを破損した場合、無線アクセスポイントの代金や修理費等の費用を負担するものとします。

第8項、契約者は、次の場合、大塚商会と別途有償で契約する必要があります。

①無線アクセスポイントに対して、別で設定、設置、動作確認等をする場合

②新たな設定作業を伴う無線アクセスポイントの移動(住所変更等)を希望する場合(なお、この場合、大塚商会に別途変更届を提出する必要があります。)

③前条第3項②で定める時間外に設定変更作業の実施を希望する場合

④新所作業を伴う無線アクセスポイントの設置、交換を希望する場合

第9項、その他本サービスにおける動作条件等の上記の詳細条件については、別紙「たよれーるらくらくWi-Fiサービス仕様書」によります。

第10項、大塚商会は、別紙「たよれーるらくらくWi-Fiサービス仕様書」に基づき無線アクセスポイントが正常に稼働することのみを保証し、無線アクセスの完全性、有用性、商品性、機器構成の確性、または契約者の使用目的の適合性等については保証しません。

第11項、大塚商会は、無線アクセスポイント修理用品の製造終了等により、本サービスの提供継続が困難となった場合、予め契約者に通知の上、本サービスの提供条件を変更し、または本サービスを終了することができるとの とします。

第6章 付加サービス(オプションサービス)

第21条(付加サービス) 本サービスの付加サービス(オプションサービス)については、別途定める特約に基づいて有償で提供します。契約者は、特約を確認し、同意した上で付加サービス(オプションサービス)を申し込むものとします。

第7章 利用環境

第22条(動作環境の制限) 大塚商会は、別紙「たよれーるらくらくWi-Fiサービス仕様書」記載の動作環境においてのみ、本サービスが動作することを保証するものとします。

第2項、前項の動作環境に定める期間の内容については、本サービスのバージョンアップ時に随時更新されるものとします。この場合、大塚商会は、変更された内容を契約者に通知するものとします。

第23条(インターネット接続環境) 契約者は、本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境を、自己の責任で別途用意するものとします。また、リモートによる死活監視のため、2時間大塚商会からの疎通確認ができる環境を保持するものとします。大塚商会は、契約者が用意したプロバンプに起因する諸問題に関し、何らの責任も負わないものとします。

第8章 サービスの停止・中止等

第24条(通信利用の制限) 大塚商会は、天災、事変その他の非常事態の発生により、本サービスの提供を制限した場合は中止する措置を取ることがあります。

第25条(サービス提供の停止および中止) 大塚商会は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。

①第7章に定める利用環境に反すると大塚商会が判断したとき

②申込みにあつては虚偽の事項を記載したことが判明したとき

③前各号に掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、大塚商会の業務の遂行または大塚商会の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼす虞のある行為をしたとき

④契約者の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞れがあるととき

第2項、大塚商会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができます。

①大塚商会の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事にやむを得ないとき。

②前条の規定によるとき

③電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき

④その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由があるとき

第3項、大塚商会は、前2項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期および実施期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第4項、大塚商会は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第26条(サービスの廃止) 大塚商会は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、大塚商会は契約者に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第9章 契約の解除

第27条(大塚商会による利用契約の解除) 大塚商会は、第25条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。

第2項、大塚商会は、契約者が第25条第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が大塚商会の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。

第3項、大塚商会は、契約者が、本サービスの利用料金について、支払期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。

第4項、大塚商会は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知し、

大塚商会は、契約者が次の各号のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。

①本約款の条項に違反したとき

②形状または小切手の不渡りが発生したとき

③差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき

④破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき

⑤前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき

⑥合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じたとき

⑦破産またはは営業停止となつたとき。

⑧本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、大塚商会に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき

⑨その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当な事由が生じたとき

第6項、契約者は、前項各号のいずれか一つにても該当した場合には、大塚商会に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失ふものとします。

第28条(契約者による利用契約の解除) 契約者は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、解除しようとする月の3ヶ月前までに、所定の書式により、その旨を大塚商会に通知するものとします。ただし、解除されたサービスに該当する利用料金がすでに支払われている場合、大塚商会は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

第2項、本サービスの利用料金は、解除しようとする月の末日まで発生します。

第3項、第8条に定める最低利用期間中に利用契約を解除する場合、契約者は最低利用期間分の「らくらくWi-Fi基本」の利用料金を支払わなければならないものとします。ただし、「らくらくWi-Fi追加AP」については、この限りではないものとします。

第4項、本契約が終了した場合、契約者は、機器および付属品(AC電源、マウントキット)をただちに返却するものとします。なお、返却費用は契約者が負担するものとします。

前項の返却期限までに無線アクセスポイントの返却がない場合または返却された無線アクセスポイントが壊れているなど無線アクセスポイント返却に不備がある場合、契約者は大塚商会に対し無線アクセスポイントの代金を支払うものとします。

第12章 雑則

第37条(サービス提供区域) 本サービスの利用地域は日本国内とします。

第38条(権利の譲渡等の制限) 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、大塚商会の承諾なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第39条(問い合わせ窓口) 契約者は本サービスに関する問い合わせを弊社が別途指定する窓口に対して行うものとします。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された問い合わせに対してのみ行うものとします。

第40条(問い合わせ内容) によっては、お答えできないものがあります。

第41条(再委託) 大塚商会は、本サービスの全部または一部を、大塚商会の責任において第三者(提供元会社を含む)に再委託できるものとします。この場合、大塚商会は当該再委託先に対して、本約款と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

第42条(著作権) 利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第43条(合意管轄) 利用契約および本約款に関して生じた紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2014年10月1日制定

2016年5月1日改訂

2016年6月1日改訂

2023年4月1日改訂

第10章 免責・損害賠償

第29条(免責) 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、大塚商会はその損害について何らの責任も負わないものとします。

2. 大塚商会は、本サービスを利用する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生したときから起算して90日を経過した後は、応じられません。

3. 大塚商会は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止等によって契約者に損害が生じた場合、大塚商会は免責されるものとします。

4. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決するものとし、大塚商会に損害を与えないものとします。

第30条(損害賠償の範囲) 大塚商会は、本サービスを提供すべき場合において、大塚商会の責に帰すべき事由により(ただし、第25条の場合は除きます)、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを大塚商会が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを契約者および大塚商会が確認した時刻までの時間数を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に利用料金の月額30分の1を乗じて得た額を限度として、契約者が被った損害を賠償します。ただし、契約者が請求をし得ることになった日から90日を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償額は、電気通信事業者が大塚商会に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。

3. 大塚商会は、本サービスの提供に関し、前2項および第33条5項に規定された場合を除き、契約者に発生した損害に対して何らの責任も負わないものとします。

4. 契約者が本約款に違反したまたは不正行為により大塚商会に対し損害を与えた場合、大塚商会は契約者に対し対応の損害賠償請求ができるものとします。

第11章 秘密保持および個人情報の管理

第31条(秘密保持義務) 契約者および大塚商会は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中にもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。

2. 前項にかかわらず、契約者および大塚商会は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。

3. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。

①開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

②開示を行った時点で相手方が保有しているもの

③第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

④相手方からの開示に際し開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

4. 契約者および大塚商会は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合、当該情報を秘密として厳に取り扱いものとします。

第32条(個人情報) 大塚商会は、契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の本サービスを申し込むに当たり必要となる情報(以下「個人情報」といいます)を個人情報として扱います。

第33条(個人情報の利用目的) 大塚商会は、個人情報を次の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。

①契約の履行(商品、サービスの提供等)

②商品、サービスに関する情報の提供および提案

③商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お問い、連絡、回答

④商品、サービス、その他問い合わせ、依頼等の対応

⑤展示会、セミナー、トレーニング、懇話、その他イベントに関する案内、回答

⑥統計資料の作成

⑦利用料金の請求、回収、支払い等の事務処理

⑧その他一般事務の連絡、問い合わせ、回答

⑨第34条の理由で第三者に情報の開示が必要な場合

⑩契約者から同意を得た範囲内で利用する場合

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

大塚商会は、本サービスにおける個人情報を、大塚商会の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」(http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/)に準じて管理するものとします。

3. 大塚商会は、大塚商会の責任において、個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、改変または破壊から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。

4. 大塚商会は、第33条1項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要がある大塚商会の従業員または従業員(以下「開示対象者」といいます)にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示しないものとします。

5. 大塚商会は、大塚商会の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や取捨のために必要な措置を講じるものとします。なお、大塚商会の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、大塚商会はその個人情報に関する事故に直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、大塚商会の責に帰することができない事由から生じた損害、大塚商会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、大塚商会は責任を負わないものとします。

第34条(個人情報の第三者への開示、提供) 大塚商会は、個人情報を、以下の提供目的、提供項目の範囲で本サービスの提供元会社に提供する場合があります。

提供目的:契約の履行(サービスの提供等)、サービスに関する情報の提供および提案等

提供項目:氏名、電子メールアドレス、住所、会社名、部署名、電話番号、FAX番号

2. 大塚商会は、サービス提供先との間で個人情報保護に関する契約を締結します。なお、提供項目は、目的達成に必要な最低限とし、提供手段は、大塚商会の定めた安全な手段とします。

3. 大塚商会は、以下の場合にも個人情報等を第三者に提供します。

①法令の定めによる場合

②契約者および人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

③予め契約者から同意を得ている場合

第35条(個人情報の預託) 大塚商会は、個人情報を、利用目的達成に必要な範囲内において、第三者へ個人情報の取り扱いを委託する場合があります。この場合、大塚商会は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結します。

第36条(個人情報のお問い合わせ、開示等手続き) 甲またはその代理人が、個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を要求される場合の連絡先は、以下のとおりです。

株式会社大塚商会 お客様相談室

Webの場合:https://www.otsuka-shokai.co.jp/contact/privacy/inquiry/index.asp

FAX:03-3514-7179

郵送:〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4